3　令和二年十二月三十一日以前に行われた法第二条第八項に規定する国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業（この告示の適用前に法第四十三条第一項に規定する事業設計書に相当する書類についての意見書の受付が開始されたものに限る。）により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量（改正法附則第二条第一項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものを除く。）は、この告示による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量に規定する海外認証排出削減量とみなす。

3　令和二年十二月三十一日以前に行われた地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の法第二条第九項に規定する国際温室効果ガス排出削減等協力事業に相当する事業（この告示の適用前に改正法第一条の規定による改正後の法第五十七条の二第一項に規定する事業設計書に相当する書類についての意見書の受付が開始されたものに限る。）により削減され、又は吸収作用の保全及び強化を通じて吸収された温室効果ガスの量（改正法附則第二条第一項の規定により国際協力排出削減量とみなされるものを除く。）は、この告示による改正後の温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第一条第六号に規定する環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量に規定する海外認証排出削減量とみなす。

附　則

（適用期日）

1　この告示は、令和八年一月一日から適用する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の規定は、令和八年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第一項に規定する温室効果ガス算定排出量の報告について適用する。

○海上保安庁告示第三十号

海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第四条第三項を実施するため、海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月三日

海上保安庁長官　瀬口　良夫

海上保安庁の航空機の番号及び標識の一部を改正する告示

海上保安庁の航空機の番号及び標識（昭和二十八年海上保安庁告示第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

別表（第一条関係）

改正後

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
無操縦者航空機	ＲＡ480	ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ式ＵＢＣ97000―15（ＭＱ―９Ｂ）型	ＪＡ480Ａ
	ＲＡ481	同	ＪＡ481Ａ
	ＲＡ482	同	ＪＡ482Ａ

別表（第一条関係）

改正前

種別	番号	型式	国籍記号及び登録番号
（略）	（略）	（略）	（略）
無操縦者航空機	ＲＡ467	ジェネラル・アトミクス式ＭＱ―９Ｂ型	Ｎ467ＳＧ
	ＲＡ476	同	Ｎ476ＳＧ
	ＲＡ482	ジェネラル・アトミクス・エアロノーティカル・システムズ式ＵＢＣ97000―15（ＭＱ―９Ｂ）型	ＪＡ482Ａ